

海の道むなかた館長 西谷 正

ふくおか学入門—海人族と奴国王・金印の謎—



I. はじめに

FBS福岡放送 平成4年(1992)9月12日 放送から

II. 金印発見の経緯

天明4年(1784)「志賀島村百姓甚兵衛金印掘出候付口上書」

III. 金印の出土地点

『筑前国続風土記附録』

中山平次郎, 1914 「漢委奴国王印の出所は奴国王の墳墓に非らざるべし」『考古学雑誌』
第5巻第2号

森貞次郎・乙益重隆・渡辺正氣, 1960 「福岡県志賀島の弥生遺跡」『考古学雑誌』第46巻
第2号

九州大学文学部考古学研究室, 1975 『志賀島—「漢委奴国王」金印と志賀島の考古学的研究』
福岡市・金印遺跡調査団

IV. 金印出土地の構造と性格

亀井南冥—金印遺棄説

伴信友・中山平次郎ほか—隠匿説

三宅米吉・那珂通世・菅政友・笠井新地・樋本杜人ほか—墳墓説

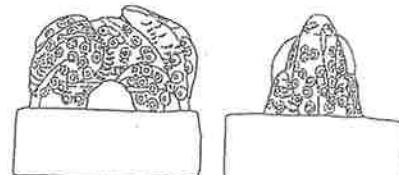
大森志郎—金印隔離説



V. 「漢委奴国王」金印をめぐって

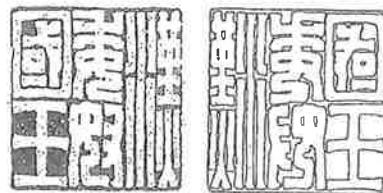
亀井南冥, 1784 『金印弁』

三宅米吉, 1892 「漢委奴国王印考」『史学雑誌』第3巻第37号



VI. 奴国と金印

岡崎敬, 1968 「「漢委奴国王」金印の測定」『史淵』第100輯



大塚紀宣 2009

VII. おわりに

【お知らせ】

次回の館長講座は9月8日(日)13:30~(2時間程度) 講義室にて開催いたします。

倭在韓東南大海中依山島爲居凡百餘國自武帝滅朝鮮使驛通於漢者三十許國國皆稱王世世傳統其大倭王居邪馬臺國案今名邪摩惟音之訛也

『後漢書』倭伝

倭は韓の東南大海の中にある、山島によつて居をなしてゐる。およそ百余国ある。武帝(前漢第七代、前一四〇—前八七在位)が朝鮮を滅ぼしてから、使訳(使者と通訳)の漢に通じるものは三十ばかりの国である。

国は、みな王を称し、世々、統を伝える。その大倭王は邪馬台国にある。

建武中元二年倭奴國奉貢
朝賀使人自稱大夫倭國之極南界也光
武賜以印綬安帝永初元年倭國王帥升
等獻生口百六十人願請見

東南至奴
國百里官曰兜馬觚副曰
卑奴母離有二萬餘戶

東南、奴國に至るには百里。官を兜馬觚といい、副を卑奴母離という。二万余戸あり。

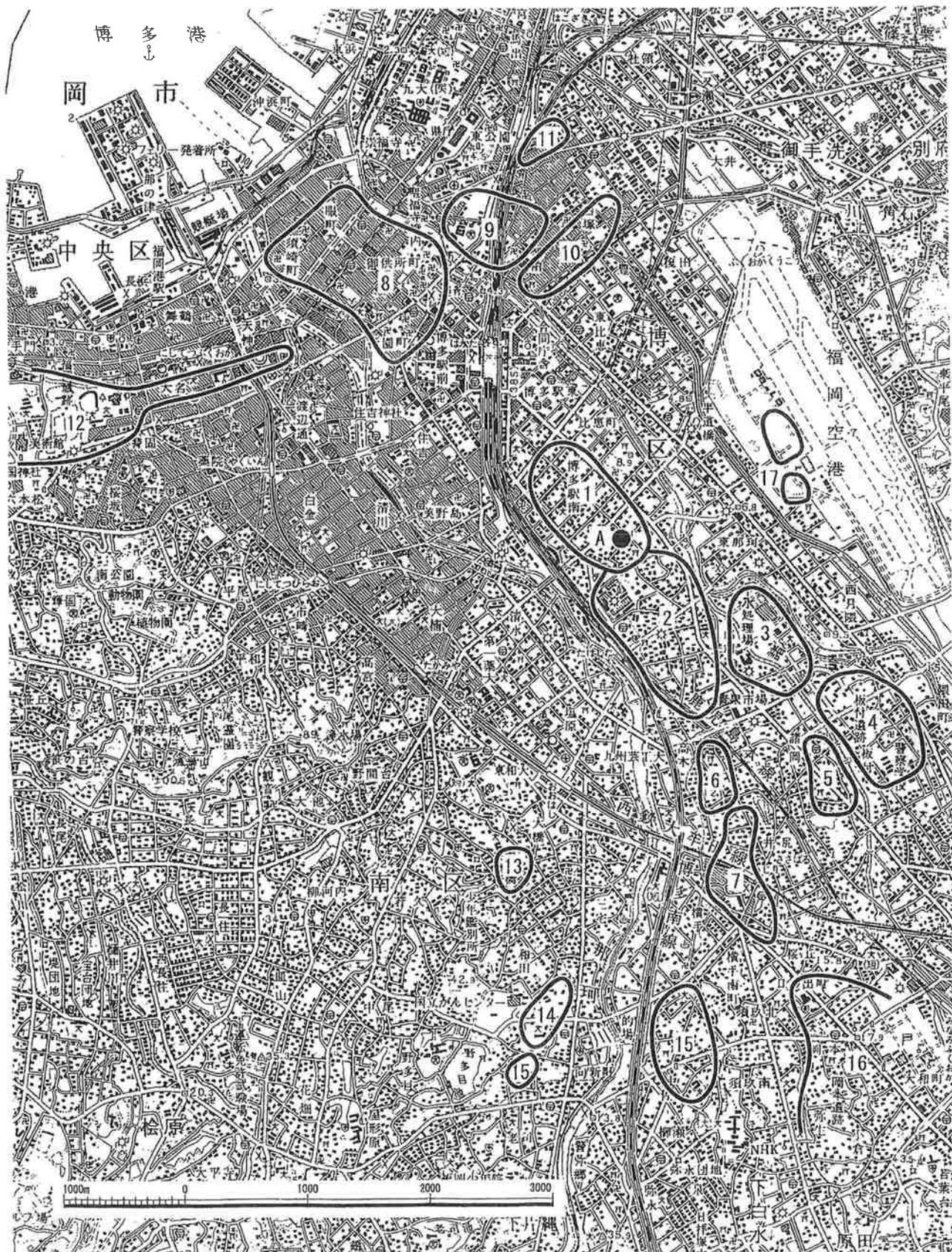
建武中元二年(光武帝、五七)、倭の奴国が貢を奉じて朝賀した。使人はみづから大夫と称した。倭国は極南界である。光武帝(後漢第一代、二五—五七在位)は印綬(金印紫綬、志賀島発見の金印「漢委奴国王」であろう)を賜うた。

安帝(後漢第六代、一〇七—一二五在位)の永初元年(一〇七)、倭の国王帥升(ナシヨウ)、倭面土ヤマト説、九州イト説、委面説など)らが、生口百六十人を献じ、請見(面会を求める)を願うた。

邪馬台国時代の北部九州のクニグニ



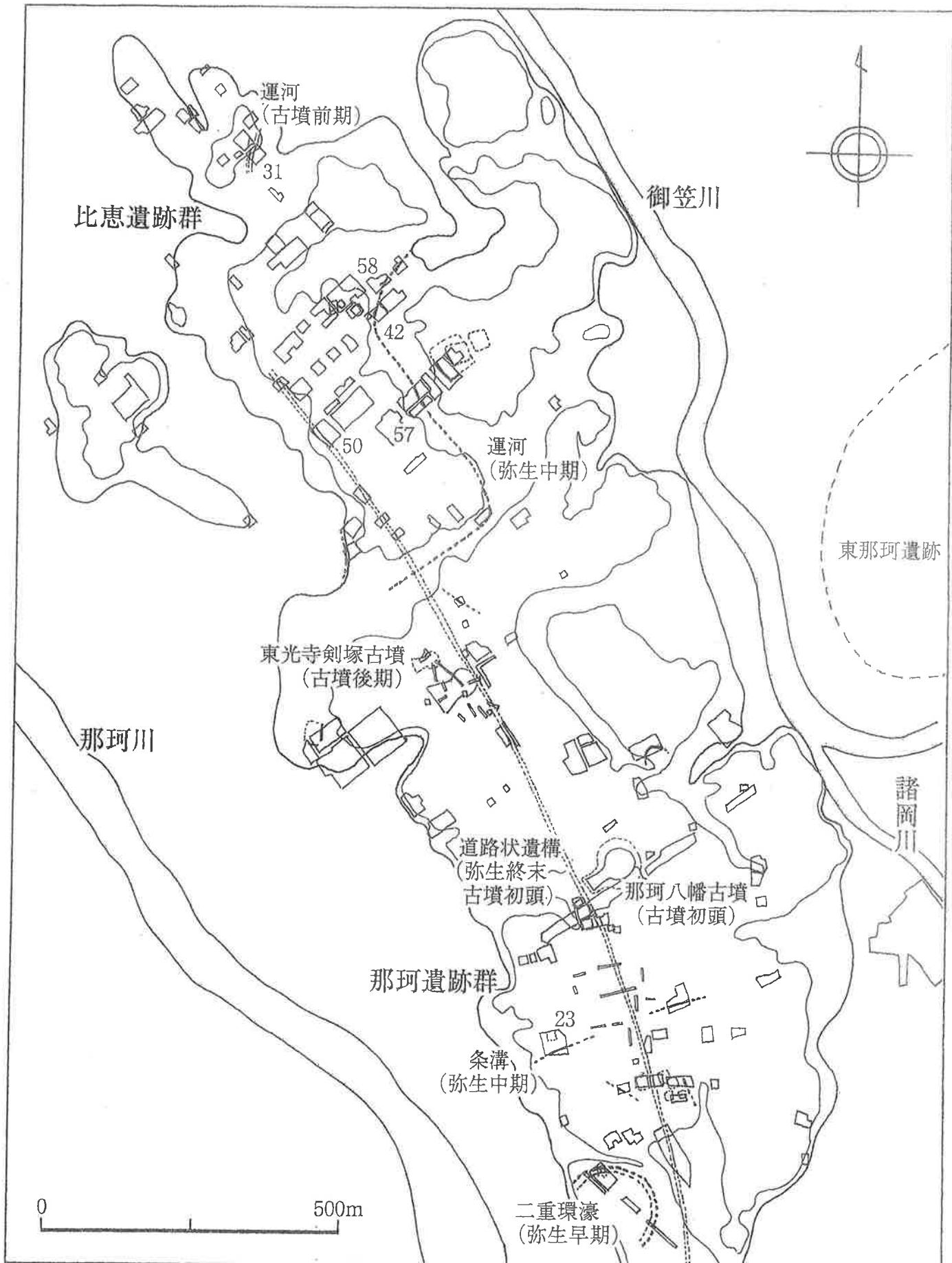
佐賀県教育委員会, 2003『弥生時代の吉野々里遺跡—集落の誕生から終焉まで—』



1. 比恵遺跡群 2. 那珂遺跡群 3. 那珂深才サ遺跡 4. 板付遺跡 5. 諸岡遺跡 6. 五十川高木遺跡 7. 井尻遺跡群 8. 博多遺跡群 9. 堅粕遺跡群
 10. 吉塙遺跡群 11. 吉塙本町遺跡群 12. 福岡城 13. 三宅廃寺 14. 野多目拈渡遺跡 15. 日佐遺跡群 16. 須玖遺跡群 17. 雀居遺跡
 A. 比恵遺跡群 第82次地点

比恵遺跡群と周辺遺跡 (1/50,000)

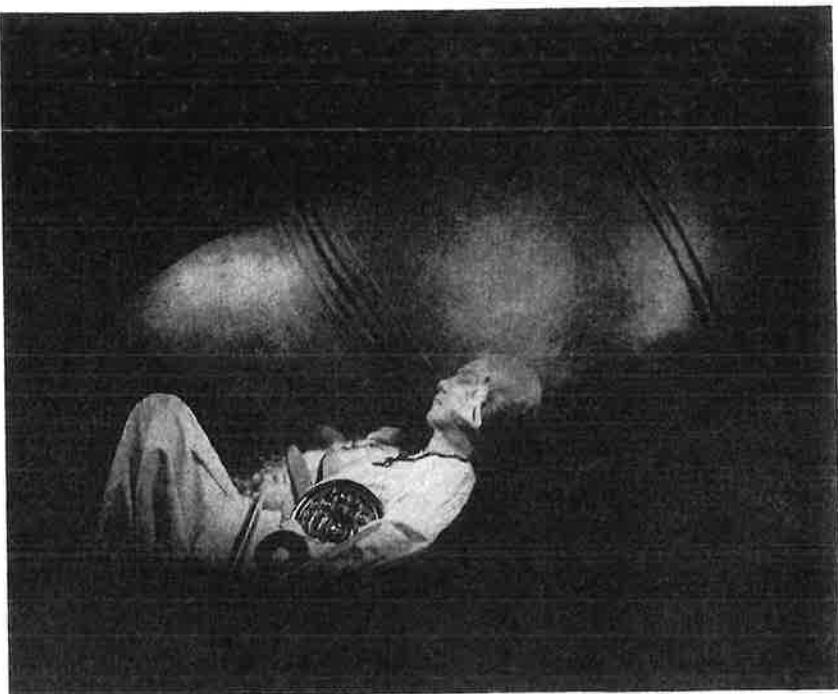
福岡市教育委員会, 2004『比恵遺跡群』37, 『福岡市埋蔵文化財調査報告書』第832集



比恵・那珂遺跡群全体図

吉畠秀敏、2004「集落・居館・都市的遺跡と生活用具一九州」『考古資料大觀』第10巻、小学館

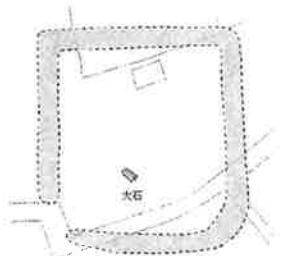
奴国王墓



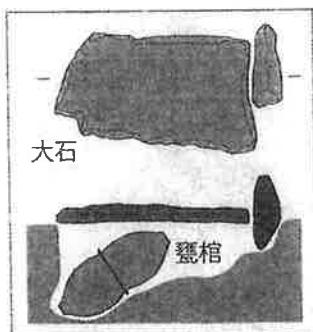
須玖岡本王墓の復元(春日市教育委員会提供)

奴国の領域は、福岡平野を流れる那珂川と御笠川流域、現在の春日市と福岡市及びその周辺部とされる。特に青銅器・ガラス製品等、当時の威信財を生産した中心地であり、伊都国と共に北部九州の弥生の國々の盟主的存在であった奴国。

奴国王墓として知られる須玖岡本遺跡。



須玖岡本遺跡D地点(春日市)



須玖岡本王墓の墳丘と埋葬施設の復元図
(福岡市博物館 2015 図版39を一部改編して転載)

伊都国歴史博物館、2016

『王の鏡～平原王墓とその時代～』



須玖岡本遺跡D地点の大石

(京都帝国大学文学部考古学研究室 1930 図版第10より転載)

いる。

鏡以外にも銅矛六本・銅劍二本・銅戈一本以上の青銅製武器類、ガラス璧、ガラス勾玉・管玉などが副葬され、北部九州の大国、奴国の王墓にふさわしい威容を誇つて

この中で特に注目されるのは、径210cmを超える三面の草葉文鏡の存在である。このような大型の草葉文鏡は中国でも出土例が稀少で、王侯クラスのみが所有する鏡であり、奴国王の絶大な権力を物語つているものといえよう。

それらを統合すると、甕棺から草葉文鏡三面、星雲文鏡五面・連弧文照明鏡四面、連弧文清白鏡八面などの三十面近い前漢鏡が出土しており、伊都国三雲南小路遺跡に匹敵する、数十面単位での大量の銅鏡の副葬が行われている。

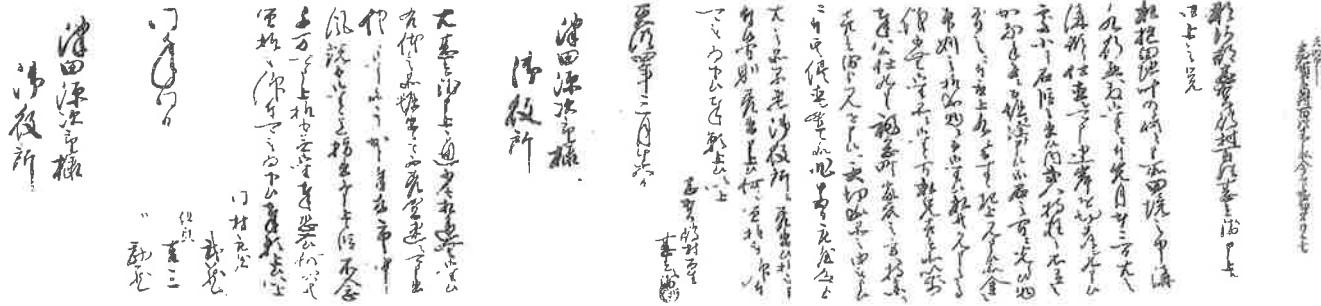
明治三三二(一八九九)年、住宅建設のために大石を移動し下を掘った際に、甕棺や大量の鏡等が発見された。その後、副葬品は移設された後に散失してしまっていたが、中山博士などの手により出土品の一部が収集されている。

須玖岡本遺跡 D 地点 「奴国王墓の威容」



福岡・須玖岡本遺跡（「ナ国」王墓とその周辺）春日市奴国の丘歴史資料館作図

第19回国民文化祭福岡実行委員会、2004 ピンポンジウム 和馬古國の時代「奴国！」



「天明四年志賀島村百姓甚兵衛金印堀出候付口上書」

那珂郡志賀嶋村百姓甚兵衛申上ル口上之覚

一、私抱田地叶の崎と申所田境之中溝水行悪敷御坐候ニ付、先月廿三日右之溝形ヲ仕直シ可申逆岸を切落シ居申候処、小キ石段々出候内式人持程之石有之、かな手子ニ而堀り除ケ申候処、石之間ニ光り候物有之ニ付、取上水ニ而すゝき上見申候処、金之印判之様成物ニ而御坐候、私共見申たる儀も無御坐品ニ御坐候間、私兄喜兵衛以前奉公仕居申候福岡町家衆の方へ持参り、喜兵衛も見せ申候へハ、大切成品之由被申候ニ付、其儘直シ置候処、昨十五日庄屋殿も、右之品早速御役所江差出候様被申付候間、則差出申上候、何レ宜様被仰付可被為下候、奉願上候、以上

志賀嶋村百生

甚兵衛印

天明四年三月十六日

津田源次郎 様
御 役 所

右甚兵衛申上候通少も相違無御坐候、右体之品堀出候ハ 不差置、速ニ可申出儀ニ御坐候候うかと奉存、市中風説も御坐候迄指出不申上候段、不念千万可申上様も無御坐、奉恐入候、何分共宜様被仰付可被為下候、奉願上候、以上

同村庄屋武藏印

同年同月 日 組頭吉三印

勘藏印

津田源次郎様

御 役 所

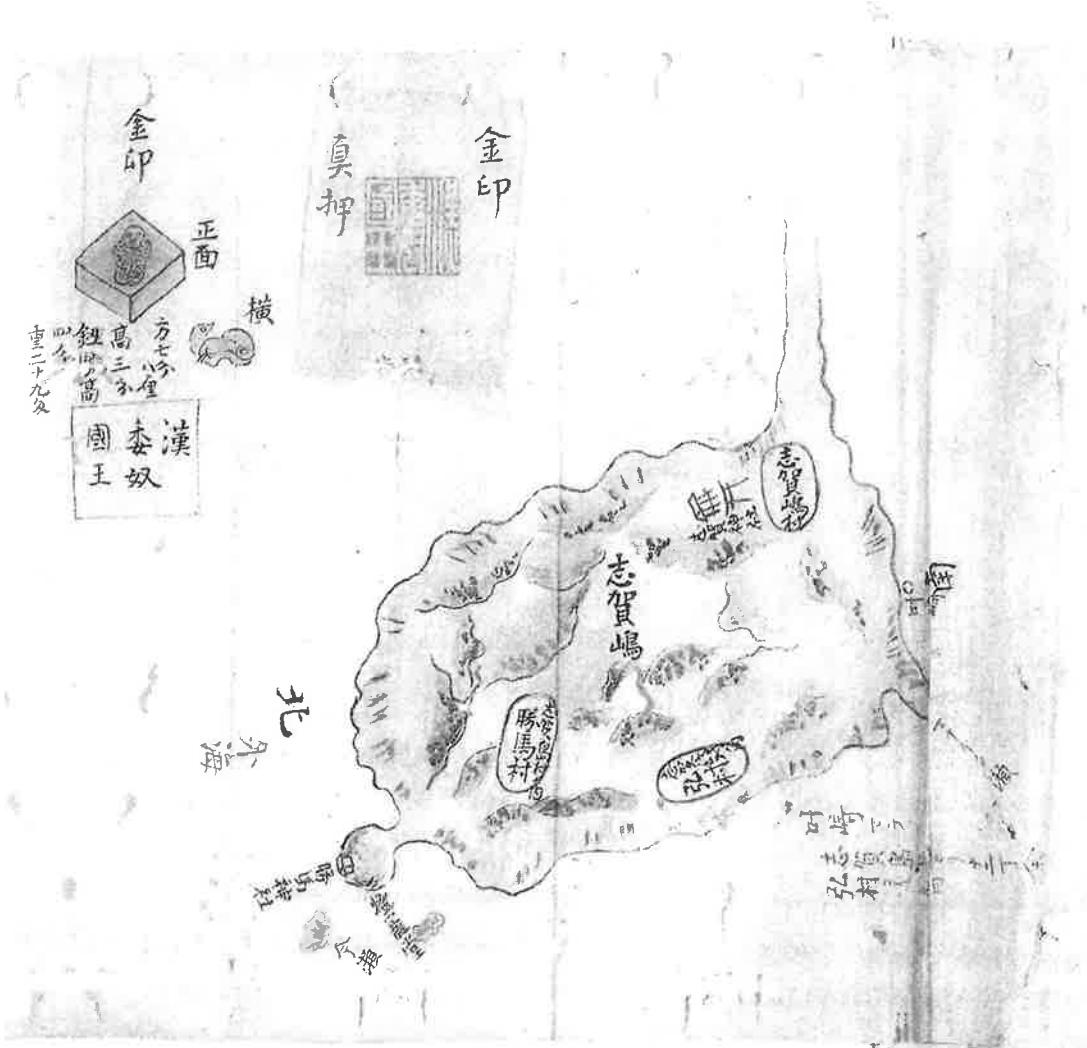
大谷光男「金印発掘口上書及びその関係文献について」(『日本歴史』 102) 1956

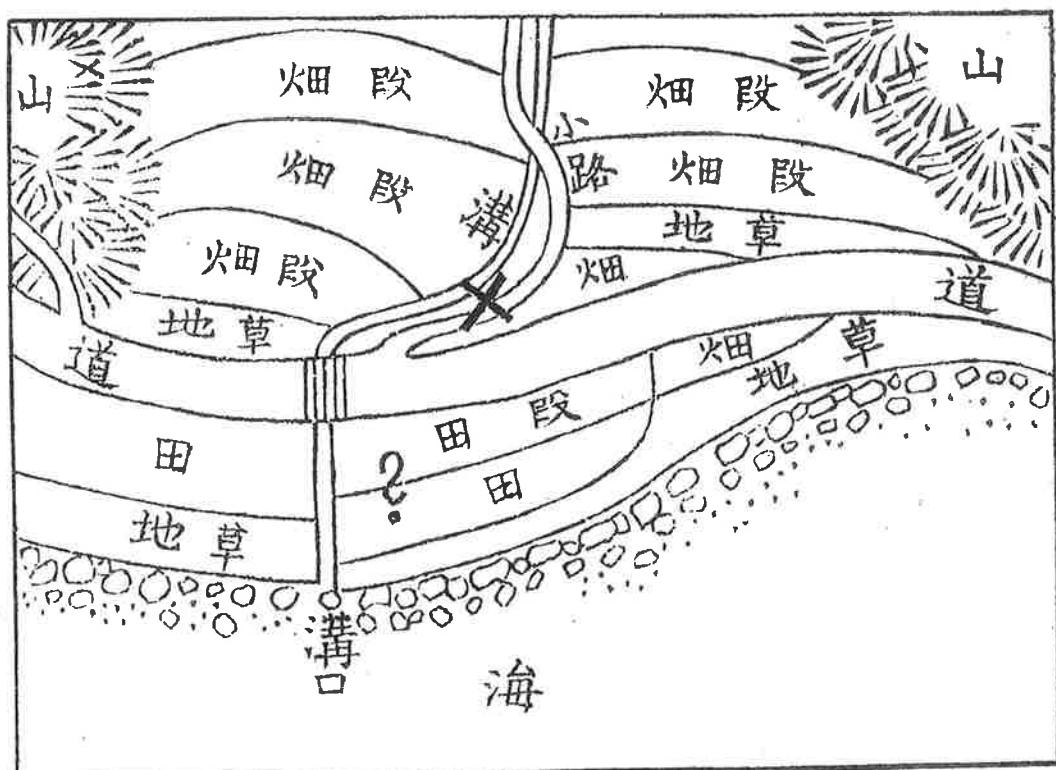
金印弁 龜井南冥自筆本

天明四年（一七八四）

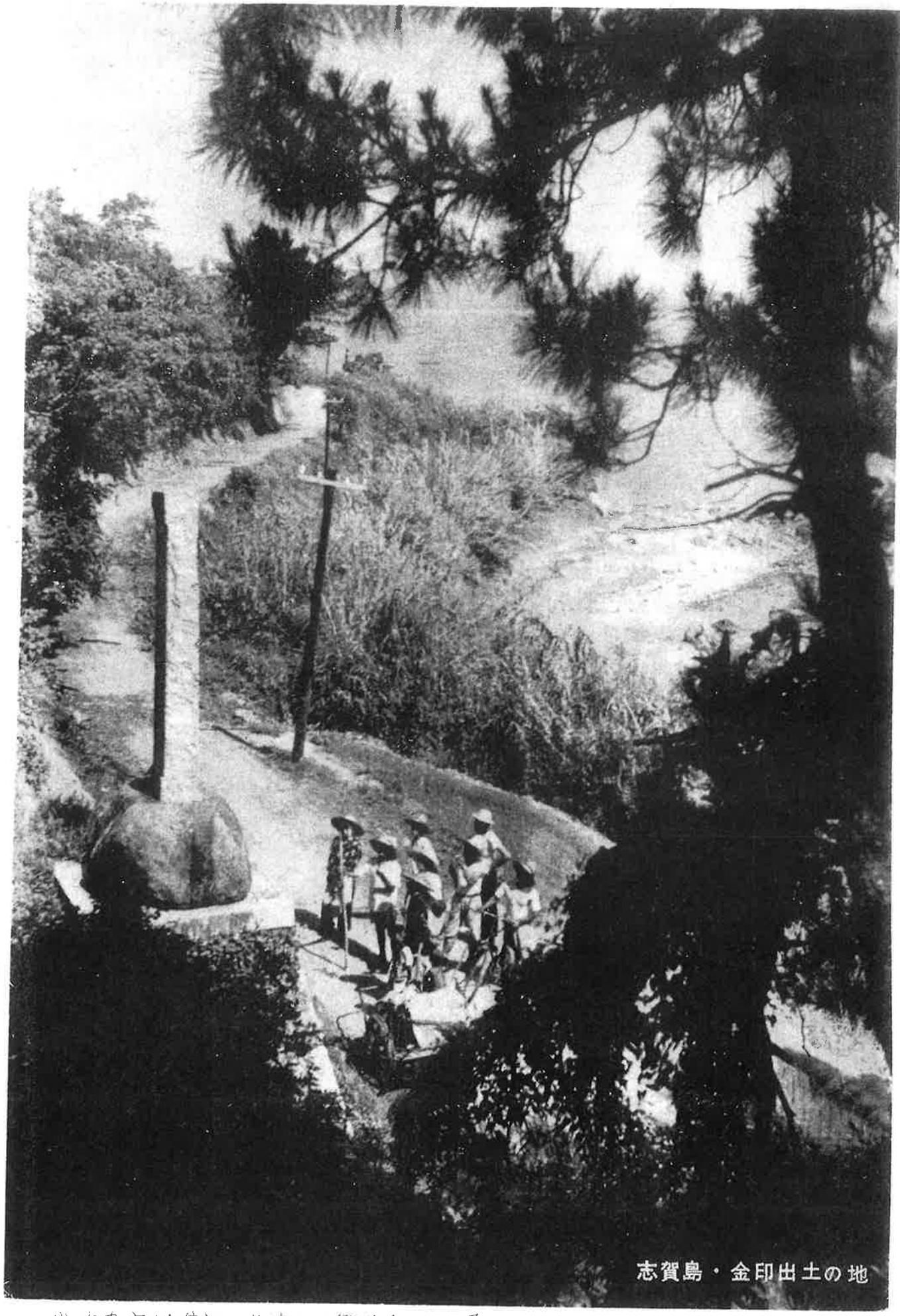
福岡市美術館蔵

金印を実際に鑑定し、考証を行った最初の文献。龜井南冥の、漢籍や古印譜についての博識がうかがえる。



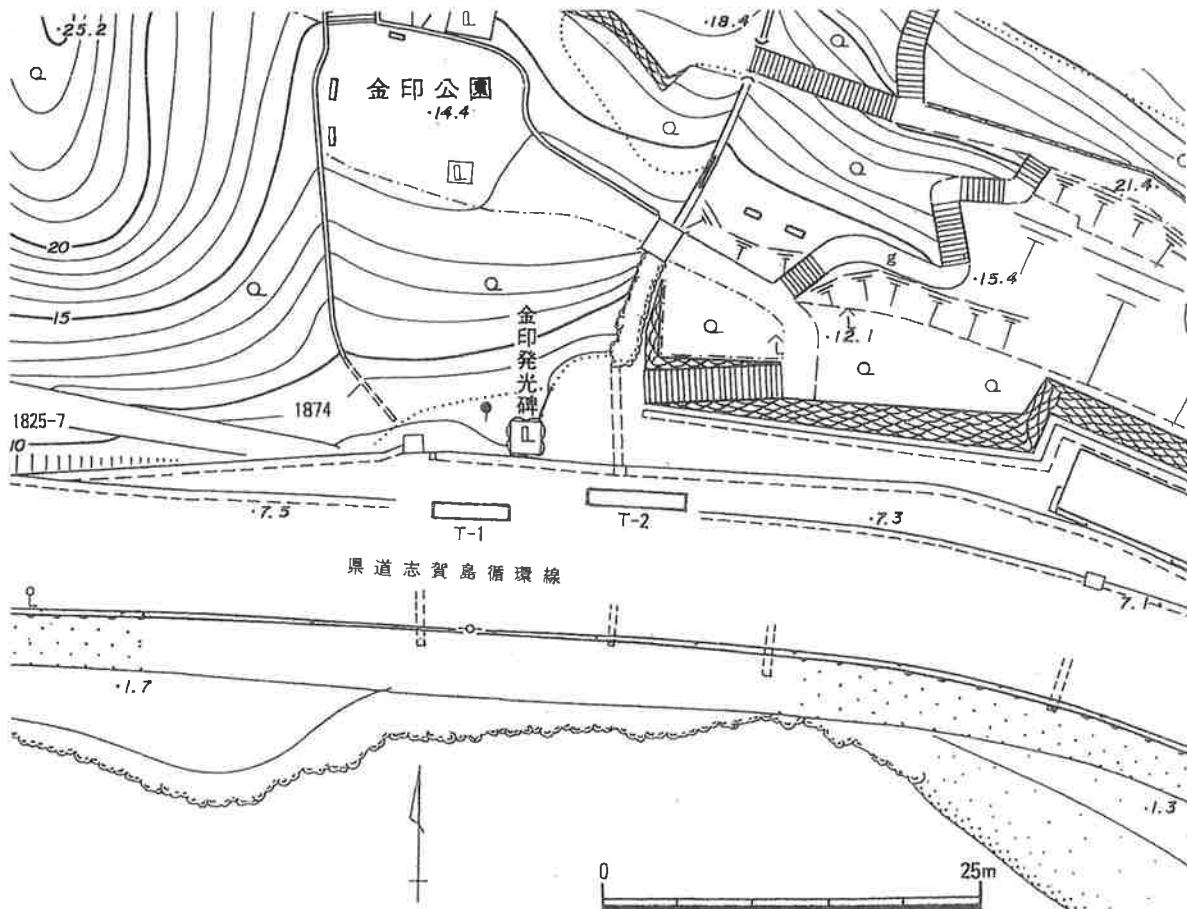


中山平次郎、1914「漢委奴國王印の出所は奴國王の墳墓に非らざるべし」
『考古学雑誌』第5巻 第2号

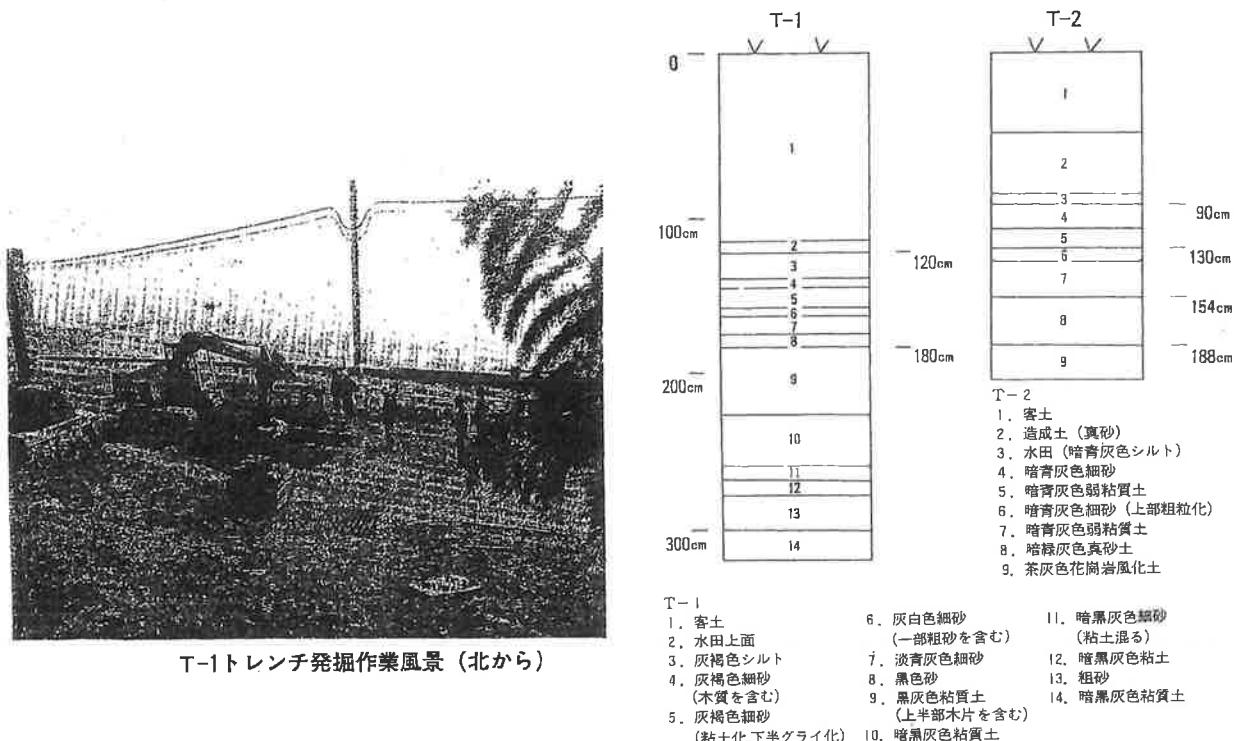


志賀島・金印出土の地

岩波書店編集部・岩波映画製作所、1951『金印の出土土地—北九州の歴史—』岩波写真文庫46



金印公園試掘トレンチ（T-1、T-2）配置図（1/500）



T-1トレンチ発掘作業風景（北から）

トレンチ（T-1、T-2）柱状土層模式図（1/50）

福岡市教育委員会, 1995『志賀島・玄界島』福岡市埋蔵文化財調査報告書 第391集

調査地図



1-30区(叶ノ浜)調査地点位置図

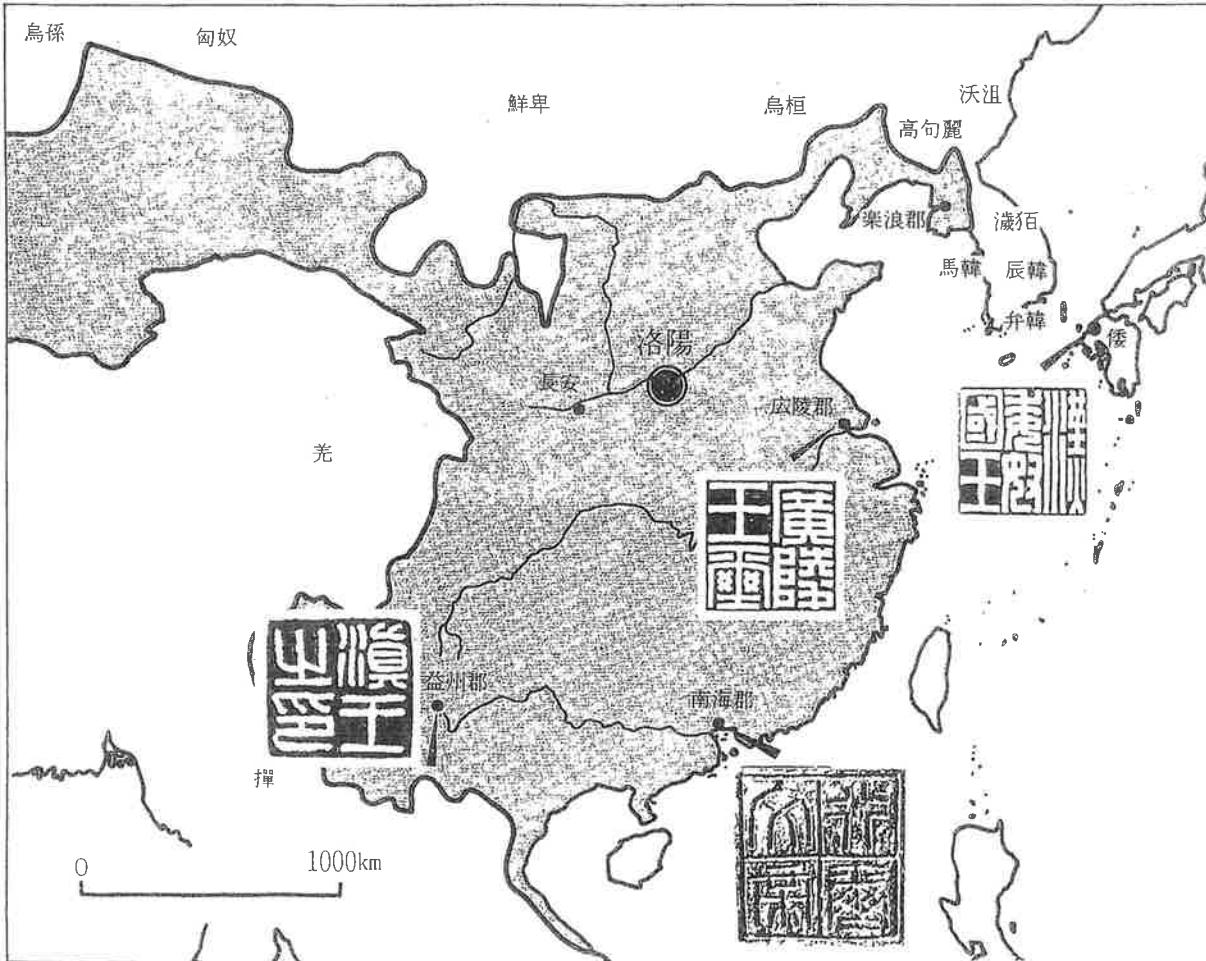
中国古代の印章制度

中国古代の印章制度は、戦国時代の古鉢とよばれる印章に始まり、秦を経て漢代に整えられた。

漢代の官印は、皇帝以下の政治、軍事の官職によって材質、鉢の形、印文などが決められており、大きさは方一寸（約2・3cm前後）であった。官吏の任官にあたっては印綬を貰され、印鉢に綬を通してこれを佩帶した。綬は長さ一丈二尺（約2・8m）の絹紐を用い、その色も官位によって区別されていた。官吏は常に印綬を身に帯び、文書などの封泥に押印した。

三国時代にも漢の印制は受け継がれるが、紙の普及につれて、印章は封泥印から捺印へと変わつてゆく。

福州市歴史資料館、一九八四



漢の領土(紀元140年)と出土した王の金印

滇王之印 蛇鉢金印 前漢 1辺2.4cm、高さ2cm、重さ90g

1956～60年に雲南省晋寧県の滇池東岸、石寨山で50基の墓が発掘された。第6号墓からは「滇王之印」と彫った方1寸の蛇鉢金印が発見された。滇はこの一帯の非中国系民族でその文化を石寨山文化（前漢初期～後漢初期）とよぶ。

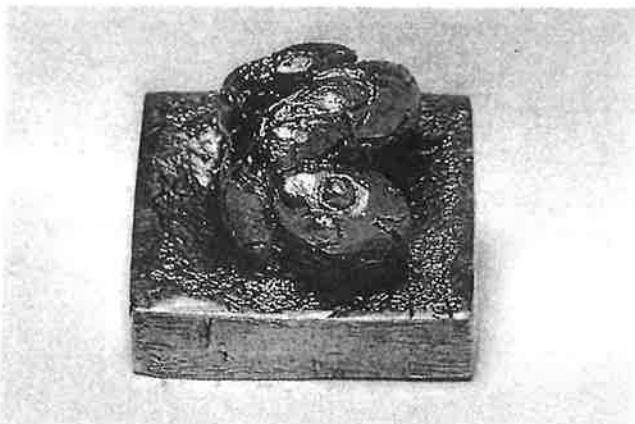
前漢の武帝は紀元前109年にこの地を攻めた。

梶山 勝, 1986 「“金印國家群”の中から「漢委奴國王」印」 Museum Kyushu, 第19号

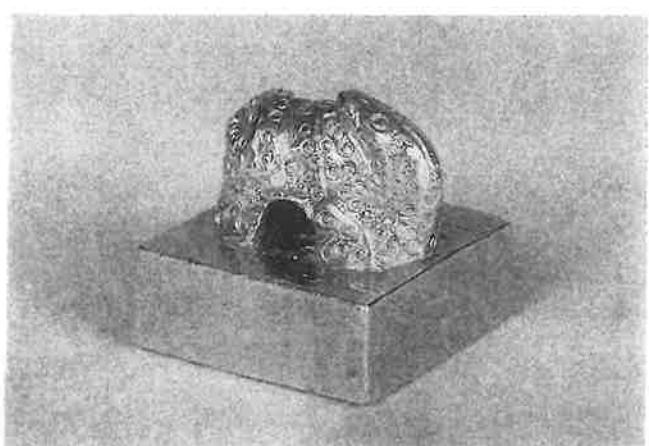
滇王は降伏し、武帝はここに益州郡をおき、滇王に王印をあたえた（『史記』西南夷列伝）。

「滇王之印」は武帝があたえた印であろう。

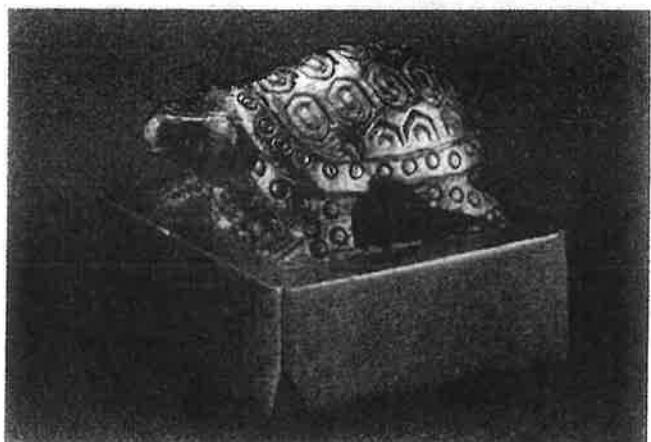
「滇王之印」は、文献と考古学をつなぐという点で、「漢委奴國王」印と共に通する資料である。



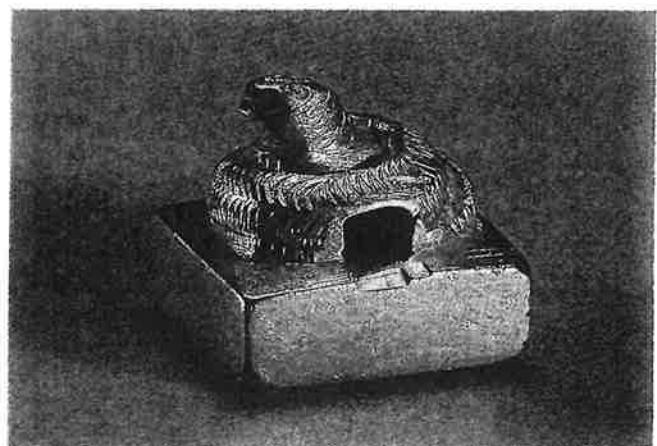
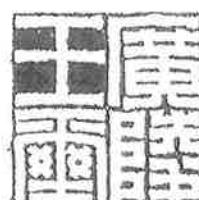
1 金印「滇王之印」紀元前109年
一辺の長2.4cm（雲南省出土、中国歴史博物館）



2 金印「漢委奴國王」紀元57年
一辺の長さ2.3cm（国宝・福岡市博物館）



参考 金印「廣陵王璽」(亀のつまみ) 紀元58年
一辺の長さ2.3cm（江蘇省出土、南京博物院）



3 金印「蠻夷侯印」紀元265～316年
一辺の長さ2.3cm（湖南省出土、平江县文物管理所）



蛇のつまみ（鈕）をもつ金印 3種

九州国立博物館蔵 許致雄謹本部ほか、1994年『金印、一海を渡る』

表2

漢・魏・晉代に中国周辺民族におくられた金・銀・銅印

I 駕 錘

表1「漢委奴国王」印の測定値

諸元		測定値
総高		2,236cm
鉗	鉗高	1,312分
	鉗長	2,142分
	幅	1,274分
印面一辺の長さ	①	2,345cm
	②	2,354分
	③	2,349分
	④	2,341分
	平均値	2,347分
台高	①④	0.874cm
	③④	0.889分
	①②	0.906分
	②③	0.880分
	平均値	0.887分
質量	108.729g	
体積度	6.062cm ³	
密度比	17.94	
	比重	17.94

昭和41年(1966年)6月14日測定

民族名	印銘	一辺長	材質	出土地点(所蔵者)	文献
匈奴	漢匈奴惡遁戶逐王	2.43×2.43	銅印	大谷353	
〃	漢匈奴率善長		〃		
烏丸	漢保塞烏丸率善長		〃		
胡	漢歸義胡長	2.1×2.1	〃	大谷357	
〃	漢率善胡長		〃		
夷	漢歸義夷阡長	2.2	〃	園田湖城氏	
烏桓	新保塞桓煙犁邑率衆侯印		金印		
鮮卑	魏鮮卑率善仟長	2.28×2.25	銅印	大谷361	
胡	魏率善胡仟長	2.3×2.3 2.22×2.26	〃	〃 359 〃 360	
氐	魏率善氐邑長	2.3×2.3	〃		
〃	魏率善氐佰長	2.29×2.3	〃	〃 363	
僕	魏率善僕佰長	2.29×2.3	〃	〃 362	
屠各	魏屠各率善仟長		〃		
烏丸	晋烏丸歸義侯	2.2	金印	内蒙古涼城県出土	文物61-9
〃	晋烏丸歸義侯	2.25×2.21	銅鑄印金	大谷366	
〃	晋烏丸率善阡長				「書道全集」2
烏丸	晋烏丸率善佰長	2.34×2.27	銅鑄	大谷375	
鮮卑	普鮮卑歸義侯	2.2	金印	内蒙古涼城県	文物61-9
〃	晋鮮卑率善中郎將	2.1×2.15	銀印	〃	〃
匈奴	晋匈奴率善佰長	2.3×2.3	晋印	大谷370	
胡	晋率善胡仟長	2.25×2.28	銅印	大谷371	
〃	晋率善胡佰長	2.28×2.22 2.27×2.28	銅印	大谷372 373	
氐	晋率善氐仟長	2.21×2.21	銅印	大谷374	
叟	晋歸義叟侯	2.3×2.31	銅鑄印	大谷367	

大谷353は「大谷大学古印図録」353をしめす。

II 蛇 錘

民族名	印銘	一辺長	材質	出土地点	文献
滇	滇王之印		金印	雲南省晉寧縣石寨山	「発掘報告」
倭	漢委奴國王		金印	黒田家蔵 東京国立博物館蔵	
蛮夷	魏蛮夷率善邑長		銅印		本稿
〃	晋蛮夷率善邑長	2.25×2.2	銅印	大谷368	「書道全集」2
〃	晋蛮夷率善佰長	2.4×2.3	銅印	〃 369	
〃	蛮夷里長	2.1	銅印	藤井有隣館	「書道全集」2

(註)崎 敦文, 1968 「「漢委奴國王」金印の測定」『史淵』第100輯

表4 中国前漢・王莽新・後漢の基準尺度

名 称	西 曆	銘 文	一尺の長	参 考
前漢元延銅尺	B.C.11	「長安銅尺州枚第廿元延二年八月十八日造」	22.8 cm	
新莽(建国)嘉量尺	A.D.9	「龍在己巳…81字」(建国元年)	23.08 " "	故宮博物館 劉復氏の推定 「考古通訊」 1957—4
新始建国銅撮	A.D.9	「始建国元年正月癸酉朔日制」	23.7 " "	
新始建国大尺	A.D.9	「始建国元年正月癸酉朔日制」	25.0 " "	
新始建国小尺	A.D.9	「始建国元年造廿枚第六」	25.5 " "	
後漢建初銅尺	A.D.81	「慮虎銅尺建初六年八月十五日造」	23.5 " "	曲阜衍聖公府 旧藏今所在不明

表5 中国漢代遺跡発見の漢尺

	出 土 地 点	性 質	材 料	一 尺 の 長	文 献	出 土 年
1	河南省洛陽市西工街	後漢・博墓	骨尺	23.0cm	考古 56—6	1959
2	山東省掖縣	木櫛墓	鑿刻花銅尺	23.6cm	文參 56—12	1956
3	〃 東平県王陵山	博墓	象牙尺	23.19cm	考古 66—4	1958
4	江蘇省儀征県石碑村	木櫛墓	銅尺	23.3cm	考古 66—1	1965
5	安徽省合肥市西郊烏龜塚	後漢・博墓	銅尺	23.75cm	文參 56—2	1934
6	甘肅省蘭州・蘭工坪	博墓	骨尺	23.81cm	考通 56—5	1955
7	〃 玉門関、前漢長城 T.X11			22.9cm	Serindia, vol. II p.680	
8	湖南省長沙市、劉家冲	後漢・博墓	銅尺	23.3cm	考古 59—12	1959
9	〃 〃 雷家嘴	後漢・博墓	銅尺	23.0cm	考通 58—2	1956
10	〃 〃 小林子	後漢・博墓	鳥獸銅尺	23.6cm	考通 58—12	1957

表3 中国近年発見の漢・魏・晋代の金・銀印

	地 名		印 銘	材質	鉢	一辺長	文 献	発見年
1	湖南省長沙、401号墓	前漢後半 木 櫛 墓	劉驥	銀印	亀鉢	1.9cm	「長沙発掘報告」	1951—52
2	山西省陽平關		朔寧王大后璽	金印	亀鉢	3.3cm	文參55—3	1954
3	山東省嶧縣陶庄		平東大將軍章	金印	亀鉢	2.4cm	文物59—3	1958
4	湖南省長沙市東北郊		閔中侯印	金印	亀鉢	2.4cm	文參58—3	1957
5	四川省成都市沙河水渠		校尉之印章	銀印	亀鉢	2.4cm	文參57—12	1957
6	雲南省晉寧縣石寨山 内蒙自治区涼城県 蛮漢山南部沙虎子溝		滇王之印	金印	蛇鉢	2.3 ~2.4cm	「発掘報告」	1957
7			晉烏丸帰義侯	金印	駝鉢	2.2—9	文物61—9	1956
8			晉鮮卑帰義侯	金印	駝鉢	2.2cm		
9			晉鮮卑率善中郎將	銀印	駝鉢	2.1cm ~2.15 cm		
10	甘肃省西和県		晉歸義羌侯	金印	羊鉢		文物64—6	1948頃
11	〃		晉歸義氐侯	金印	羊鉢		〃	〃

漢帝国と東アジア世界

九州大学助教授 西谷 正

中国最初の統一帝国・秦が滅びた後、紀元前二〇二年に天下を統一し、帝位についた劉邦すなわち漢の高祖は、短命に終つた秦始皇帝の失政等にかんがみて、人民の経済的負担を軽減する財政政策や、郡県制と部分的に復活した封建制の二本立による地方制度などに新機軸を出して、漢帝国の基礎を築いた。漢は、文帝・景帝の時代に善政が行なわれ、国力がいつそう充実したが、第七代武帝の時代は、前漢でもっとも栄えた時期といわれる。武帝の政治は、内にあつては、郡県制の徹底的な施行を通じて中央集権体制を確立し、また、儒教を公認して思想界の統一をはかり、さらに、大規模な治水事業を起して経済基盤を安定させるなど、専制的国家の形成に尽力した。そして、武帝は、周辺の異民族に対して、征服と領土の拡張を展開して、内外ともに強大な帝国を確立させた。まさに、そのころ、『漢書』地理志に、「それ、樂浪〔郡〕の海のなかに倭人が住んでいて、分かれて百余の国をつくり、毎年〔樂浪郡に〕使者を送り、献見しているとのことである」と見えるように、日本が中国の正史にはじめて登場する。

ところで、武帝が対外政策を積極的に推進した背景には、中原北方の蒙古の草原地帯を舞台として繁栄していた遊牧騎馬民族である匈奴の存在がある。匈奴は、戦国時代いらい中国の北境を脅かして

おり、そのことは、戦国から秦にかけて長城が築かれていることからもうかがえる。匈奴は、漢代に入つても引き続き中国に攻め入つたので、高祖は匈奴を親征したが、大敗して和平を結んだ。しかし、武帝の時代になると、政策が転換され、匈奴に大軍を送つたが、それを征服できなかつた。そこで、武帝は、西方はるかにいた大月氏と結んで匈奴を攻める計画を立て、紀元前一三九年ごろ張騫を派遣した。その後、武帝は、いわゆるシルクロード上のオアシス地帯を押えて匈奴に対抗した。いっぽう、東方世界では、紀元前一〇八年（元封三年）、朝鮮半島の北部を中心とした地域に、いわゆる樂浪郡をはじめとする四郡を設置して、東夷まで領土を広げるとともに、匈奴への牽制を行なつた。これを契機として、倭すなわち日本と、漢帝国との国際的な外交関係が、樂浪郡を通じて成立したわけである。このことは、さきの『漢書』地理誌の記事を裏づけるように、北部九州を中心とした地域では、銅鏡や璧などの漢代の文物が少なからず出土する。たとえば、福岡県飯塚市付近は、日本の律令体制下の嘉麻郡に相当するが、ここには立岩遺跡がある。その第一〇号竪棺墓では、前漢鏡六面・中細形銅矛一口・鉄劍一口・鉄鎧一本・砥石二個が副葬されていて、それを、あたかも「百余國」中の一つの「國」の王墓といつても過言ではないような状況を示している。この前漢鏡六面のうち、「日有喜」銘内行花文鏡と酷似した前漢鏡が、最近、大月氏族の故地、アフガニスタン北部のティラ・ペの木棺墓からも出土して注意された。この種の「日有喜」の銘文は、武帝代に成立した鏡といわれる方格草葉文鏡に見られ、福岡県春日市の

須玖岡本遺跡でも出土しているが、ベトナム北部のドンソン遺跡からも発見されている。

さて、『漢書』地理志が示すように、『漢書』ができ上った一世紀の後半以前には、日本列島おそらく北部九州を中心とした西日本に、百餘という数字は正確でないとしても、多数の「国」があつたらしい。その場合、一つの「国」は、日本の律令体制下の一、二郡の規模とほぼ対応する。中国史書がいう「国」とは、樂浪郡のような中国の直轄地ではなく、周辺地域にあつた異民族の部族国家で、中国との間に朝貢関係を結んでいた。そのような「国」のなかには、朝鮮や中国南境に例があるように、中国の郡県に編入された場合もあつた。

こうして、漢の武帝は、漢族が直接支配した郡県を中心として、その周辺の蛮夷に対しては王国を置いて、その支配権を与えるといつた形で、直接・間接の支配を行なつた。ここに武帝は、いわゆる冊封体制にもとづく、広大な大帝国を完成させたのである。その際漢王朝は、朝貢してき、冊封した諸国王らに対して、一定の地位を認めた証しとして、各種の材質・鉢形・大きさなどを異にする璽印を与えているのである。

いっぽう目を轉じて、東北アジアの朝鮮半島を見ると、『魏志』夫余伝に興味深い記事がある。つまり、中国東北地方の松花江流域にあつた夫余国王のもとには、古く漢代より伝えられてきたものとして、「漢王之印」があるという。岡崎敬氏によると、その印は、前漢武帝代の紀元前一二八年（元朔元年）に、咸鏡道から江原道にかけて居住していた部族国家の首長であつた漢君の、南閭らが遼東地方に内付し、漢側が漢の地を蒼海郡としたときに与えられたものといわれる。さらに、一九五八年には、ピヨンヤンの貞柏洞で土墳墓が調査されたところ、細形の銅劍・銅矛などとともに、「夫租藏君」の駕鈕銀印が発見されている。この銀印は、前漢末のころ、樂浪郡下の夫租縣にいた漢族の有力豪族に漢側から贈られたものであることはまちがいなかろう。

ところで、栗原朋信氏らの研究によれば、前漢代にはすでに、璽印を挙げるとまず、一九五六六年に、中国雲南省の石寨山にある前漢代の墳墓群のうち、第六号墓から発見された「滇王之印」がある。これは、蛇鈕の金印という点で、志賀島出土の「漢委奴國王」印と共通する。ここで興味深いのは、『史記』西南夷列伝によると、樂浪郡設置の前年にあたる紀元前一〇九年（元封二年）のこととして、前漢の武帝が滇国を攻めたので、滇王は「國を挙げて降り、入朝を請うた。そこ

印の制度が確立しており、上は皇帝・諸王から、下は下級の官人にいたるまで、一定の格式を備えた璽印を所持していたといわれる。

後漢の初期に衛宏が書いた『漢旧儀』は、前漢の旧制を記したものといわれるが、それによると、皇帝は六つの璽を持っていて、使途に応じて使われたが、すべて白玉で、螭虎鉢であった。その他、たとえば、内臣の封建諸侯王の場合は、黄金璽に橐駝（駱駝）鉢で、印文の最後に璽の一字が付された。そして、列侯は、黄金印に龜鉢で印文の最後に印の字が刻まれた。つぎに、栗原氏によると、外臣は主として異民族の国家で、その君主が漢に臣属したものをいい、漢の郡県や封建諸侯の外側にあつた地域である。そのなかには、たとえば、さきの南越王もその一つであるが、客臣であつた匈奴の呼韓邪單于とともに、内臣の諸侯王と同格で、破格の待遇を示す「璽」を授けられたような場合も知られる。しかし、一般の外臣の王に対しても、内臣の列侯と同じ格式の「印」であり、また、上には「漢」の一字が付されたらしい。

このように、前漢代には、中央集権と冊封体制下で、国内外の政治の遂行に際して、整然とした印制が実施されていたのである。

さて、前漢は、武帝時における相つぐ外征による財政の疲弊と、成帝以後における外戚と宦官の横暴による内政の混乱などに乗じて、外戚の王莽は政権を簒奪し、紀元後八年（初始元年）に新を建てた。新は、王莽の非現実的な内政と、対外政策の失敗などによって永続しなかつた。しかし、この時期に、『史記』王莽伝によると、「東夷の王は大海を渡つてその国の珍物を奉つた」という記録があり、この

東夷の王は倭國の使者とも推定されるが、考古学的にも倭と王莽の新との交流は、西日本で貨泉や貨布が出土することからもうかがえる。その後、王莽の末年にいたつて、群雄の一人として劉秀が兵を挙げ、各地を平定した。劉秀がすなわち光武帝で、ここに漢朝を再興して、後漢を建てた。

光武帝は、即位後も国内の統一戦争にふりまわされたり、乱れていた国内政治の秩序回復に終始した。そのため、対外的には、かならずしも積極的ではなかつたばかりか、匈奴に対する国境線をずっと南方まで後退させている。とはいえ、おそらく前代いらい引き続いて異民族対策には神經を使い、冊封体制を維持することに努めたであろう。そうした背景のなかで、紀元四四年（建武二〇年）には、朝鮮半島南部の韓族である廉斯の蘇馬謐らが、また、四七年には、樂浪郡北方の高句麗族が、それぞれ樂浪郡に朝貢している。そして、その一〇年後に、『後漢書』光武帝紀に、「東夷の倭の奴国が遣使して奉獻した」とあり、また、『後漢書』倭伝の記事に見えるように、「建武中元二年（五七年）、倭の奴国〔王が遣使して〕貢物を奉り朝賀した。使者は大夫と自称した。〔奴国は〕倭の最南端の国である。光武帝は〔奴国王に〕印綬を与えた」のである。このとき、福岡平野を中心とした地域にあつた奴国が、光武帝からもらつた印こそ、志賀島出土の「漢委奴国王」の金印であることはまちがいなかろう。こうした倭と後漢との間の外交関係は、いまの記事に続いて、「安帝の永初元年（一〇七年）、倭国王帥升らが、生口百六十人を献上して、皇帝の接見を願い求めた」とあるように、その後も行なわれているのである。

ところで、さきに見たように、漢の印制から、志賀島出土の金印を見ると、岡崎敬氏らが説かれるところ、まず、「委奴國」は、漢帝國から見ると外臣であつたので、上に「漢」の字が冠された。委奴國が一般の外臣であつてみれば、最後に「印」の字があつてもよいが、体裁上、省略されたらしく、類例は、大谷大学所蔵の「漢匈奴と惠適戸逐王」（銅印）において見ることができよう。

つぎに、蛇鉢である点に関しては、さきの石寨山の例で知られるように、倭や滇など湿润地帯の東夷南蛮に対する用例であり、匈奴・鮮卑・烏丸のような北方遊牧民族に対する駝鉢とともに、主として内臣における龜鉢と対照的である。「漢委奴國王」印が、金印であることに関する、漢では、内臣の列侯と同等の格式で、外臣の王にも金印・紫綬を与えていた。そのほか、「漢委奴國王」印の一辺が二・三四七cmで、ちょうど後漢初期の一寸にあたることも興味深い。

「漢委奴國王」印に関連して、一九八一年に江蘇省の甘泉二号墓から新たに発見された「廣陵王璽」と刻まれた龜鉢・金印は注目される。すなわち、これは、『後漢書』明帝紀などによると、五八年（永平元年）、光武帝の第九子・劉荊（すなわち山陽王）が移封されて廣陵王となつたとき、後漢の明帝劉庄が下賜したものと考えられるのである。五八年という年は、まさに「漢委奴國王」印下賜の翌年にあたるので、両者は同時代資料といえる。そればかりか、事実、一辺二・三cmの規格、篆文の字体、薬研彫りの印文、魚子の装飾など共通点が多く、それら二つの金印は、首都洛陽の同一工房において製作された可能性さえ指摘されている。

ともあれ、紀元一世紀の中ごろに、後漢帝国と奴国の間に外交関係が成立し、おそらく、奴国の外交使節団は、後漢の首都であつた洛陽まで出かけ、そこで後漢の皇帝から奴国王としての地位を認証されたのであつたろう。後漢帝国の側から見れば、やはり一つには匈奴への対抗策などの理由から、周辺の異民族の諸国をできるだけ多く藩屏としておくことは外交的に得策であつたはずである。いっぽう、倭の側からすれば、林立するかのような小国家群のなかで、優位性を保つためには、強大な漢帝国の冊封体制下に入ることによって、その勢力をバックにもつことも一つの手段であるから、小国家群は競つて漢に朝貢したことであつたろう。とはいえ、そのなかでも後漢帝国から東夷の雄国として特別の待遇を受けたのは奴国であつて、その結果、画期的な事件として中国の正史に記録されたのである。その理由として考えたいのは、まず、おそらく奴国の使者がはじめて首都の洛陽まではるばる出かけていること、そして、後の三世紀前半のことを記載した『魏志』倭人伝によると、対馬国から不弥国にいたる北部九州の諸国の中で、奴国の戸数は二万余戸ととびぬけて多いことで、そのことは、一世紀中ごろにさかのぼつて、奴国の国力の優位性の一端を反映するものであろう。そのような意味からも、「漢委奴國王」金印の時代には、まさに漢帝国を中心として東アジア世界の国際交流が大きく展開し、また、日本において、古代国家形成への動きが力強く胎動していたといえよう。

